

質問 森（治）議員（自民・瑞穂市）令和7年10月2日（木）

1 NHK受信料の未払いに関する知事の考えについて

答弁 知事

現在、公用車のカーナビやワンセグ機能付き携帯電話等の受信設備につきまして、NHKの放送受信料にかかる契約漏れにより、過去に遡って支払いを行うという事例が全国各地で発生しているのは議員ご指摘のとおりです。しかも、支払いは自治体の申告に基づいており、支払う自治体もあれば支払わない自治体もあるという、いびつな状況が生じているのが現状でございます。

現行の放送法第64条及びNHK放送受信規約第2条の規定においては、受信可能な機器を「設置」することによって契約義務が発生するとの解釈がなされております。この結果、NHK放送を視聴する予定がない機器にまで契約義務を課すこととなり、そうした認識の無い自治体において今回の事案が生じることになったものと考えております。

この事案について本県においても調査を行ったところ、カーナビや携帯電話など、同様の機器が50台ほど存在することを確認しております。また、県内の市町村に聞き取り調査を行ったところ、受信料支払いのルールを正確に認識していなかった団体も多く、未払い金額は、県・市町村分を合わせると約5千万円に上ります。

これらの機器は、いずれも公務中にテレビ放送を視聴することを目的として設置したのではなく、聞き取りを行った自治体からは、「視聴を目的としない機器は契約対象外として欲しい」とか、「事業所に対する受信料制度は分かりづらい」といった声が多数寄せられているところでございます。

なお、議員にご指摘いただきました通り、実際に放送を利用している機器については受信料を払うのは当然と考えております。しかしながら、明らかに見る予定のない機器にまで、貴重な県民の税金を払い続けることは県政を預かる者として適切ではないと考えております。また、現状では、支払いはあくまで自治体の自主的な申告に基づいており、過去に遡って支払いを済ませた自治体とそうでない自治体との間で著しく公平性を欠いている状況にあります。このような曖昧な取扱いが自治体を混乱させ、制度そのものへの信頼を失うおそれがあると考えております。

こうした問題意識から、先般青森県で開催されました全国知事会議で、法制度も含めた制度の見直しについて問題提起を行ったものでございます。

制度の見直しに当たりましては、例えば、視聴を目的としない受信設備を契約の対象外にするといった法制度の見直しを伴うものや、既に一般家庭で行われていますように、1件の受信契約で世帯全ての受信設備の視聴が認められるといった方法を応用

し、自治体における受信契約を1ないし合理的な本数にまとめるといった運用など、様々な方法が考えられるところでございます。ただし、現行の法制度を無理に維持するために、利用者にプログラムを修正しスクランブルをかけさせるといった物理的な作業を求めたり、または機器を更新させるといった経済的な負担を負わせることは適当でないと考えます。あくまでルールの見直しによって合理的な解決策を見出すことが重要と考えております。

したがいまして現在、本県の現状を伝えるとともに契約方法の見直しなどNHKとして対応可能な方策の検討を求めるため、私自身がNHK本社を訪問することを予定しているところでございます。

また、この問題は、本来NHKというよりは、法制度そのものの問題であり、また、本県だけではなく全国共通の課題でもあるので、NHKとの協議の結果を全国知事会と共有しつつ、全国的な議論を促してまいりたいと考えております。

担 当 課 出納管理課

電話番号 058-272-8720

メー ル c11113@pref.gifu.lg.jp